

大阪学院大学・大阪学院大学短期大学部 教育職員の任期制に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、大阪学院大学及び大阪学院大学短期大学部（以下「本学」という。）において、多様な教育研究上の能力又は業績を有する教育職員（以下「教員」という。）相互の教育・学問的交流が不断に行われる状況を創出し、本学における教育研究の活性化と発展を図るため、「大学の教員等の任期に関する法律」（平成9年法律第82号。以下「任期制法」という。）に基づき、任用する教員の任期制に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任期等)

第2条 任期制法第4条第1項第1号及び第3号により、任期を定めて任用する教員の所属、職名、任期及び再任に関する事項は、別表のとおりとする。

(労働契約)

第3条 前条の定めに基づく教員の任用を行う場合、本学と当該任用される者との間で任期等を定めた労働契約を締結するものとする。

(運用細則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は別に定める。

(規則の公表)

第5条 この規則を改正又は改廃したときは、公表するものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

別 表

任期制法第 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に関する事項

所属	対象となる職名	任期	再任に関する事項
国際センター	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
教育開発支援センター	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
エクステンションセンター	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
ホスピタリティインダストリー研究所	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
語学教育研究所	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
総合学術研究所	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
商学部 商学科	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
経営学部 経営学科	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
ホスピタリティ経営学科	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
経済学部 経済学科	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
法学部 法学科	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
外国語学部 英語学科	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
国際学部 国際学科	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
情報学部 情報学科	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
商学研究科	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
経済学研究科	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
法学研究科	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
国際学研究科	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
コンピュータサイエンス研究科	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)
短期大学部 経営実務科	教授, 准教授, 講師, 助教	5 年以内	再任可(通算 10 年まで)